

特定非営利活動法人生活支援センターオアシス

小規模多機能型居宅介護事業運営規程

介護予防小規模多機能型居宅介護事業運営規程

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人生活支援センターオアシスが開設する悠々オアシス小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所」という）が実施する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 要介護者及び要支援者（以下「利用者」という）の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(事業の運営方針)

第3条 事業所の職員は、通いを中心として、要介護者及び要支援者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 悠々オアシス
- (2) 所在地 長野県須坂市大字小河原字北組沖1564-1

(事業者の職種及び員数)

第5条 小規模多機能ホームに勤務する職員の職種、員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名
- (2) 介護支援専門員 常勤1名（管理者と兼務）
- (3) 介護職員 常勤2名（内看護職員1名）非常勤は基準を満たす人数
- (4) 夜勤・宿直職員 夜勤者は併設グループホームと兼ねる。
宿直者は上記の（1）～（3）の者が行う。

(職務内容)

第6条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 職員の管理及び業務の管理、運営を行う。
- (2) 介護支援専門員 登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護の作成に当たる。
- (3) 介護職員 事業所において通い及び宿泊の利用者の介護及び登録者の居宅を訪問して小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する。
- (4) 看護職員 登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。
- (5) 夜勤者及び宿直者 夜勤帯の管理業務

(営業日及び営業時間等)

第7条 当事業所の営業日及び営業時間は、次の通りにする。

- (1) 営業日 1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時まで
- (3) サービス提供基本時間
 - ア 通いサービス 午前9時から午後4時まで
 - イ 宿泊サービス 午後4時から午前9時まで
 - ウ 訪問サービス 24時間

(登録定員及び利用定員)

第8条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29名
- (2) 通いサービス 18名
- (3) 宿泊サービス 9名

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

須坂市、小布施町 高山村

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第10条 事業所の介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護を作成する。

- 2 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- (2) 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- (3) 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- (4) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護及び短期利用の内容)

第11条 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- (2) 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等を行う。
- (3) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 2 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。
- 3 短期利用は、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能とする。その利用期間は7日以内。利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内とする。

(利用料その他の費用等)

第12条 利用料金は、次のとおりとする。

- (1) 厚生大臣が定める基準による金額（法定代理受領サービスはその1割、2割及び3割負担分）
- (2) その他、利用者の食材費（重要事項説明書のとおり）、理美容代、おむつ代及び日常生活上の通常必要となる費用で利用者負担が適当と認められるもの。
(実費)

- (3) 宿泊費 1泊 2,500円 (個室)
- (4) 共益費 1日 250円 (利用者の衣類、シーツ等の洗濯など)
- (5) 第9条の通常の実施地域を越えて行う小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用はその実費を徴収する。
- (6) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用の説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 サービス利用に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- (1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中心とする場合があること。
- (2) 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- (3) サービスを提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

(緊急時における対応方法)

第14条 事業所の職員は、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡をするとともに、受診等の適切な処置を講ずる。

- (1) 協力機関は、次のとおりとする。
 - ・旭町医院
 - ・信州医療センター
 - ・旭ヶ丘歯科クリニック
 - ・高齢者総合福祉施設「須坂やすらぎの園」

(事故発生時の対応)

第15条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第16条 小規模多機能型居宅介護の及び介護予防小規模多機能型居宅介護提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等、適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対応処置法、避難経路及び協力機関等との連携

方法を確認し、非常災害時には連絡体制及び地元消防支部の指導により地域住民との協力体制の確立に努めものとする。

- 2 須坂市消防署の指導・助言により、防災訓練（年2回）を実施する。なお、消防署の指導により防火管理者を置くものとする。

（苦情処理）

第17条 当事業所は自ら提供した小規模多機能型居宅介護等及び介護予防小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（運営推進会議）

第18条 当事業所の行う小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者の家族、地域住民の代表者、須坂市の職員又は地域包括支援センターの職員とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回とする。
- 4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

（その他運営に関する留意事項）

第19条 職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり行うものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修……採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修……年1回
- (3) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- (5) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、NPO 法人生活支援センターオアシスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規程は、平成19年5月1日から施行する。

平成27年4月1日一部改正